

受付印

東日本大震災における対象区域内住宅用地の代替住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の特例適用申告書

年 月 日

長岡市長 様

〒

申告者の住所

申告者の氏名（名称）

電話番号

（個人番号又は法人番号）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

対象区域内住宅用地に代わるものを取得したため、地方税法附則第56条第13項の規定に基づく特例の適用を受けたので、次のとおり申告します。

なお、添付した戸籍謄本等に不足がある場合は、担当課に交付請求されることに同意します。

納税義務者	住所	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ				
	氏名又は名称	対象区域内住宅用地の所有者との関係（ ）				
代替住宅用地	所在地					
	地番		地積			m ²
	共有持分		取得月日	年	月	日
	取得原因	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
他市町村への申告の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ 年 月 日 申告 ）				市町村）

対象区域内住宅用地	所有者の住所					
	所有者の氏名又は名称					
	所在地及び地積					m ²
					m ²	
対象区域内家屋	所有者の住所					
	所有者の氏名又は名称					
	家屋の所在地	<input type="checkbox"/> 所有者の住所と同じ				
		（家屋番号： ）				
種類		床面積		m ²	共有持分	

住宅建築の予定	私は	年までに住宅を建築し、	を住宅用地として使用する予定です。
---------	----	-------------	-------------------

- 「代替住宅土地」とは、「対象区域内住宅用地」に代わるものとして取得した住宅用地をいう。
- 「対象区域内住宅用地」とは、居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所有していた土地をいう。
- 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災における居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた住宅用地の代替住宅用地を取得した場合に係る固定資産税・都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 対象区域内住宅用地の所有者（対象区域内住宅用地が共有物件の場合は、その持分を有する者）
- (2) 対象区域内住宅用地の所有者に相続が生じた時の相続人
- (3) 対象区域内住宅用地の所有者と代替住宅用地に新築される住宅に同居する3親等内の親族
- (4) 対象区域内住宅用地の所有者が法人の場合、合併が生じた時の合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割承継法人

※ 震災時に借家住まいで、震災後に住宅用地を取得された場合は、本特例の対象になりません。

2 対象区域内住宅用地要件

対象区域内家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成23年度分の固定資産税について住宅用地の課税標準の特例の適用のあった土地

3 代替住宅用地（特例対象土地）要件

対象区域内住宅用地の代わるものとして取得した土地で、住宅用地として使用する予定であり、現状家屋又は構築物の敷地の用に供されていないもの。

4 取得期間

居住困難区域が指定された日から、当該居住困難区域の指定が解除された日から起算して3カ月を経過する日までの間に取得した土地

5 特例の内容

対象区域内住宅用地の面積相当部分について、取得後3年度分まで住宅用地の課税標準の特例が適用されます。

◎ 添付書類

- 1 「対象区域内住宅用地の不動産登記簿謄本(写)」等、居住困難区域設定指示が行われた日において、対象区域内住宅用地を所有していたことを証する書類
- 2 「平成23年度固定資産税土地名寄帳(写)」等、平成23年度の固定資産税の課税において、対象区域内住宅用地に住宅用地の課税標準の特例の適用のあったことを証する書類
- 3 「代替住宅用地の不動産登記簿謄本(写)」等、代替住宅用地の面積を証する書類
- 4 対象区域内住宅用地の所有者と代替住宅用地の所有者が異なる場合は、「戸籍謄本（全部事項証明書）(写)」及び「住民票(写)」又は「法人の登記簿謄本(写)」等、代替住宅用地の所有者との関係が確認できる書類

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災住宅用地の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。